

平成 26 年

# 社会文教常任委員会会議録

平成 26 年 12 月 12 日

田 上 町 議 会

平成26年第5回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年12月12日 午前9時
- 3 出席委員  
2番 椿 一 春 君 10番 渡 邊 正 策 君  
3番 有 川 りえ子 君 12番 関 根 一 義 君  
7番 川 崎 昭 夫 君 14番 小 池 真一郎 君
- 4 委員外出席議員  
9番 川 口 與志郎 君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
町 長 佐 藤 邦 義 町 民 課 長 鈴 木 和 弘  
副 町 長 小日向 至 保健福祉課長 吉 澤 深 雪  
教 育 長 丸 山 敬 教 育 委 員 会 長 福 井 明  
事 務 局 長
- 7 職務のため出席した者の氏名  
議会事務局長 中 野 幸 作  
書 記 渡 辺 絵美子
- 8 傍聴人  
三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件  
議案第35号 田上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
議案第36号 田上町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の制定について  
議案第37号 田上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第38号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

- る基準を定める条例の制定について
- 議案第 39 号 田上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 46 号 田上町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 47 号 平成 26 年度田上町一般会計補正予算（第 5 号）議定について中  
第 1 表 歳出の内
- 2 款 総務費（2、3 項）
  - 3 款 民生費
  - 4 款 衛生費
  - 10 款 教育費
- 議案第 49 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 議案第 50 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 議案第 51 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 議案第 52 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 請願第 7 号 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に上げることに関する請願  
（平成 26 年 9 月定例会での継続審査事件）

---

午前9時00分 開 会

---

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、おはようございます。早いもので、もう12月も半ばであり、今年度は町としても大きな災害もなく、穏やかな年であったと思われまます。また、町を挙げての防災訓練を実施されたわけですが、町の活性化の源になったと感じております。これから生涯学習センターの建設に伴い、町民の声を聞きながら徹底議論を交わしていかなければならないと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、座って進行させていただきます。

三條新聞さんのほうから傍聴の申し出がありましたので、これを許可したので、報告いたします。

では、町長からご挨拶をお願ひいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めまして、おはようございます。本会議でお願ひいたしました11案件でございますが、特に35、36号は条例制定ということで、介護予防支援の人員とかを、それから36号は地域包括支援センターということでその条例を制定するわけですが、特に37号、38号につきましては、パンフが行っておりますが、ご承知のように来年の4月1日から子ども・子育て新制度がスタートいたします。

そこで、町としても多様な保育をしなければいけないというようなことで、そういったようなことで実は条例で設備あるいは運営等のことを基準を条例で定めるということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ちょっと資料が非常に多くなっておりますが、よろしくお願ひいたします。

あとは一般会計と特別会計の補正予算でございますので、よろしくご審議をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） はい、ありがとうございました。

本委員会に付託された案件は、議案第35号 田上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第36号 田上町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の制定について、議案第37号 田上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第39号

田上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第46号 田上町国民健康保険条例の一部改正について、議案第47号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について、議案第49号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第50号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第51号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第52号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について、以上11案件です。

これより議事に入ります。議案第35号を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。では、私のほうから議案第35号についてご説明申し上げます。議案書の11ページからになります。お聞きください。

大変長い条例名なのでありますが、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴いまして介護保険法の一部改正が行われ、それに伴いまして法令等で定められていた指定介護予防支援等の事業所の関係に関する基準等について改めてこれからは条例で定めることが必要になりましたので、その制定をお願いするものであります。今回制定する基準というのは、現行どおりそのままに継続するものでありますので、従来と変更はないということで、今やっているものをそのまま継続をするというものであります。この介護予防、指定介護予防の規定の業者ということですが、今町と関係しているものについては現在居宅介護支援施設ということで6事業所を規定しております。

それでは、条例の中身に入っていきますが、12ページのほうをお開きいただきたいと思います。12ページで、第1条趣旨であります。それから第2条ありますが、それはいわゆる指定介護予防支援等の者は、その申請者は法人でなければだめだということになります。

それから、第3条については、ここで2行目あたりから指定介護予防支援等の事業の人員、次の行まで行きますが、ちょっと省略しますが、方法に関する基準ということで、これは規則が長いのですが、厚生労働省令ということで、この労働省令に条例は定めるところによるということで、それに準ずるということにしております。

それから、第4条は記録の保存年限ということで、5年間保存ということにしております。

附則であります、来年4月1日から施行、これは今経過措置でありますので、来年4月1日にこの経過措置が切れますので、4月から施行するというようにしております。

説明は以上の説明になります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） おはようございます。第3次地方分権のことで、各市町村の地域のほうで条例を定めるということなのですが、今後こういった、今の介護保険、予防のなのですけれども、この後ほかのものでも随時町の条例で定めるものがどんどん増えてくるのでしょうか。その辺わかりましたら教えてください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 次の議案第36号も第3次の地方分権一括法に関係するものであります、それ以外については私のほうではちょっと承知していません。

以上であります。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 今これ条例の人員が国の法律に従って、その平成18年度の厚生労働省令第37号のその介護予防支援基準によるということ、これで定められた準ずるものがあるのですけれども、これから町の実態に合わせてひょっとして条例を見直すということもあり得ると介護報酬の運用の規定とか、そういうのなかなか運用が難しくなると思うのですが、ちょっと質問の方向性が間違っているといけないのですが、その辺で町独自のいろんなふぐあいを見直しして町独自の条例化を進めるような方向は考えておりますか、教えてください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 条例が実態にそぐわないのであれば、当然条例は省令とは別のものでもやる必要があるのでしょうか、省令どおりで問題ないかというふうに感じますので、もし仮にそぐわないものがあるのであれば独自にそれは条例制定、条例改正は、する必要があるかと思えます。

以上であります。

14番（小池真一郎君） すみません。この条例を定めることによって、町として監督責任とか、そういう関係はないのかどうか。ほかの施設も含めて。

保健福祉課長（吉澤深雪君） この条例を制定する、しないにかかわらず、町としての監督責任というか、指定するわけですから、それは従来と変わりなく続くものであります。あくまでも法令で定めていた基準を今度は法が省令によりなさいというも

のを市町村の条例で定めなさいというふうに変ったものですから、その条例を制定しておく必要があるということでもあります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかに。

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終了いたします。

次、議案第36号を議題といたします。執行の説明をお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） すみません。では、また議案第36号、13ページからになります。今申し上げたとおりに議案第35号と同様の内容でありまして、分権一括法の施行に伴い、これにつきましても地域包括支援センターの職員等に関する基準について条例で定める必要が生じたために今回お願いするものであります。その地域包括支援センターについては、現在町の保健福祉課内にございます。そこで実施している事業所であります。

内容になりますが、14ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、第1条は趣旨でありますし、第2条、それから第3条についてであります。それぞれ介護保険法施行規則という省令がありますので、それに定めるところによるということとさせていただきます。

なお、この基準、これについても全く内容については今と変わらないものでありまして、条例どおりにするものであります。その人員等の当該職員に関する基準、それから員数に関する基準であります。一応保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員あるいはこれらに準ずる者をそれぞれ1人常勤の職員を置かなければならないということでもあります。

以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

12番（関根一義君） ちょっとすみません、聞き逃したので。

当該職員の員数に関する基準の中身先ほど説明いただきましたけれども、申しわけありません、もう一度お願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれ常勤職員を各1人置くということになります。

12番（関根一義君） それぞれなのですか。

保健福祉課長（吉澤深雪君） はい、それぞれです。だから、今最低限3人は常勤職員であります。

以上であります。

12番（関根一義君） はい、わかりました。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかに。

ないようですので、議案第36号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第37号を議題といたします。執行の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めまして、おはようございます。実は議案第37号から39号までが子ども・子育て支援新制度に伴って条例を制定するものでありますけれども、町長冒頭にお話ししたように来年4月から施行ということになります。それで、制度の内容につきまして改めまして一応説明した上で条例の中身を説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それで、事前にお配りしました子ども・子育て支援新制度と、それから基準を定める条例についてという資料がございますので、これに基づいて概略、制度の説明をした上で条例の中身に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、1ページ目、資料のほうの1ページ目ですが、子ども・子育て支援新制度についてというものであります。これ平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことを受けまして、来年4月から子ども・子育て支援の新制度が始まるということになっております。

新制度の概要につきましては、次のとおり、子ども・子育て関連3法につきましては、1つは子ども・子育て支援法、幼稚園と保育所で別々になって、手続だとか公費負担の仕組みなどを一本化をするというのが目的になっております。それから、2つ目として認定こども園の一部改正ということで、幼保連携型認定こども園について幼稚園と保育所で別々になっている認可、指導監督を一本化すると。それから、3番目として関連法令の整備ということで、上記2つの施行に伴いまして児童福祉法などの関係法律を改正をしてというこの子育て3法でございます。新制度の開始は、先ほど言ったように来年4月からの本格施行となります。町では、平成26年の10月から幼稚園のほうで認定申請だとか利用申し込みということでその手続が開始をされている状況であります。

現行制度からの主な改正点ということで、1つ目は幼児期の教育、保育の提供が個人の給付に変更されると。これについては、現在幼稚園等で幼児教育と、それから保育が必要な子どもへの保育を個人の権利として保障する観点から、認定こども園、それから幼稚園、保育所、これからちょっと説明する小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付を受けるということになります。ただ、公費を

確実にその教育、保育の費用に充てるために、利用者への直接的な給付ではなくて、市町村から施設に支払うような仕組みということになります。

2つ目は、市町村が制度の実施主体となるということですが、町は5年を1期とする子ども・子育て支援の事業計画を今現在作成中であり、計画的に幼児期の学校教育、保育、それから地域子ども・子育て支援を提供するという責任と義務を負うということになります。

続いて、3点目は、子ども・子育ての支援の量と質の充実を図るという目的になっておりますが、ご存じのとおり消費税率引き上げによる財源を活用してこの子ども・子育て支援の量と質の充実を図るという目的となっております。量の充実としては、先ほど言った計画的な整備、それから小規模保育に多様な保育の充実を図るという目的を持っていますし、質の改善としては職員の配置や処遇の改善などが図られるということになります。

2ページ目になりますが、給付事業の全体像ということですが、子ども・子育て支援給付、それから地域子ども・子育て支援事業、13事業ありまして、このまず整理をいたしますと、まず教育、保育の給付という部分では施設型給付ということで認定こども園、それから幼稚園、保育所がその施設型給付の対象となっているということになります。地域型保育給付ということで家庭的保育、これは利用定員が5人以下の場合、それから小規模保育として利用定員が6人以上19人以下ということになって、居宅訪問型保育、それから事業所内保育ということで、これが施設での給付になります。現金給付としては、今現在あります児童手当があるということになります。地域型子ども・子育て支援事業、先ほど言った13事業のうち、利用者支援から下のほうまで13事業ありますが、町で実施をしているのが地域子育て支援拠点事業、2番目にあります支援センターの事業です。それから、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、それから延長保育、放課後児童クラブ、妊婦健診などとなっております。給付対象としての確認をこれ行うということになりますので、認可と確認がそれぞれの市町村でこの基準を定めることによって行われます。新制度では、施設型給付または地域型保育給付を受けるためには、施設を認可とあわせて確認を受ける必要があるというところがあります。認可の狙いとしては、施設が目的に合った基準を満たしている、それから確認の狙いとしては施設が公費の支給対象施設とか事業であるということ、これの確認をするということになります。確認制度の中では、認可を受けた施設、教育、保育施設ですね、それから地域型保育事業に対して、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認をして給付費を支払

う、委託費を払うという部分になります。確認を受けることができる事業主体としては、教育、保育の設置者は法人に限るとされておりますけれども、地域型の保育事業については法人以外でも、NPOとか個人でもできるというふうになっております。

3 ページ目をお開きください。その確認を受けるための基準ということで、この表に書いてありますとおり教育、保育施設、先ほどご説明をいたしました認定こども園だとか幼稚園、保育所、これらについては、それぞれの根拠法に基づいて至っているわけですが、これは認可はこの施設については県が行います。それから、地域型保育事業については、家庭的保育、それから小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育ということで、これは町が行うということになります。新基準。それで、この米印1を見ていただきたいのですが、今回議案第37号で示されているこの部分が、田上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でここを定めているということになります。確認の作業については、子ども・子育て支援法に基づいて町が全てを行うということになります。この部分の条例が議案第38号で、田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で一応定めるというふうになっております。それで、既存施設などの経過措置等ありますので、新制度では認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、別段の申し出がない限り確認があったものという、既存の施設の分については確認があったものとみなすという経過措置でございます。

それから、利用者については、利用者負担、これは保育料と考えていただいても結構ですが、この基本的な考え方としては応能負担、所得等に応じてを基本とした仕組みとなっております。その水準については国が決定する基準額をもとに町が設定をするということになっております。国が決定する基準額については、現在の幼稚園、保育所の水準を基本にしながら負担の格差を踏まえて決められていくということになっておりますが、公定価格から利用者負担額を引いたものが施設型給付という形になります。公定価格というのは、国が定める先ほど言った基準によって算出した費用ということになります。

それから、教育、保育の給付を受けるための認定ですが、これについては子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定が必要になっておりまして、これに伴って施設型給付が行われるということになります。最初に、1号認定子どもというのが満3歳以上で教育のみ、保育を必要としない子ども、それから2号認定子どもというのが満3歳以上で保育を必要とする子ども、3号認定子どもというのが満3歳未満で

保育を必要とする子どもというふうな区分け、3つの認定区分というふうな部分になっています。下の表で見ていただくとわかるのですが、3歳以上児、小学校の入学前、未就学の子どもについては、保育を必要とする2号認定、これは保育の標準時間利用だとか短時間利用だとかの形に分かれますけれども、こういった形になりますし、また保育を必要としない部分では先ほど言ったように1号認定、これは教育のみという、教育標準時間利用ということになります。それから、3歳未満児については一旦全てが3号認定というふうな形で、これは保育を必要とする場合3号認定ということになりますが、これも同じく標準時間だとか短時間に分かれるという部分になります。

2号、3号の保育を必要とする事由については、四角で囲んだところの事由というふうな形になりますので、就労だとか妊娠、出産などによって事由があります。それから、保護者の病気だとか障害があるだとかというふうな形で、こういった形で事由が生じてくるということになります。

認定区分1号から3号に応じて利用できる施設や事業が異なりますので、これについての区分けは下の表になっております。まず、施設型給付では、認定こども園は1号から3号までが利用できる形になります。それから、幼稚園は1号認定のみ、それから保育所については2号認定、3号認定ということになります。ただ、米印で書かれている部分については特例給付という形でありますので、その部分については2号認定の児童の地域に保育所がないだとか、既存の幼稚園に入園せざるを得ないという状況があった場合に認められるということになります。

地域型保育給付につきましては、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、それから事業所内保育ということで、これはあくまでも3号認定のみが原則というふうな形になります。3号認定というのは3歳未満児ということになりますが、それが限定ということ。ただ、先ほど特例給付ということもありますので、いろんな事情で保育所がないだとかというふうな状況になった場合は利用が認められるケースがあるということになります。

それから、5ページ目をお開きください。利用手続としては、利用者と施設と利用契約を結ぶということが基本というふうなことになっておりますが、保育料については施設が利用者から徴収をするというふうになっております。公的施設は別になりますけれども、そういう形で利用者から徴収をすると。利用者については、町が行う1号から3号の認定や利用調整のもと、ニーズに合ったサービスを選択ができるということになっておりますし、施設側は正当な理由がない限り受け入れる義

務があるということです。民間保育所は、これまでと同様利用者と町の契約になりますので、町が保育料を徴収して施設に委託料を支払うと。広域入所と同じような形ということになります。流れとしては、認定、それから利用申し込み、それから調整して契約という四角の表で囲った形になりますので、制度の概要としてはこういった形での流れになっていくということです。

続いて、では議案第37号ということで、議案書の15ページからになりますが、田上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありますけれども、この資料とあわせて見られる、この概要をまとめておりますので、資料を見ながら、ちょっとページをめくったりもしますけれども、お願いをしたいと思います。

まず、この条例を定める部分であります。制度の体系としては先ほどから話もしてありますように子ども・子育て関連3法が成立をして新しく子ども・子育て支援新制度が創設をされたということになります。市町村が家庭的保育事業等のその先ほど言った設備及び運営について条例で基準を定めることということで規定されたことに伴いまして制定するものであります。27年度からの施行ということになります。条例の趣旨及び目的、これは1ページの2番目に書いてありますが、田上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づきましてこの基準を定めるものであります。家庭的保育事業は当該基準を遵守するというのが目的となっております。

それで、先ほど家庭的保育事業の内容については、この資料の6ページの表の中に詳しく内容を書いてあります。原則として、3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、次の4つに区分されるという部分になります。まず、1つ目は家庭的保育事業。内容については、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象にきめ細やかな保育を実施をする事業であります。家庭的保育者の居宅その他さまざまなスペースで行う、定員5人以下ということになります。

小規模保育事業については、定員が6人から19人まで、その小規模な保育を実施する事業であります。職員の基準等に応じて3つの類型に分かれていきます。小規模保育事業A型というのが、定員規模は変わりませんが、6人から19人以下です。保育の担当が保育士というような形になります。それから、B型というのは、定員区分が同じく6人から19人と変わりませんが、保育士と、それから保育従事者という名称になります。保育士が2分の1以上いなければならないという規定になります。

す。小規模保育事業C型というのは、定員が6人以上10人以下ということで、家庭的保育者が担当というふうな形になります。

居宅訪問型の保育事業につきましては、保育を必要とする子の居宅等において1対1、マンツーマンで行いまして、きめ細やかな保育を実施する事業であります。

最後に、7ページ目、事業所内の保育事業であります。企業等が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施をする事業ということですが、地域において保育を必要とする子にも保育を提供するということから、国の定める基準と同様に地域枠を設けております。この事業所内保育については、保育所型というものと、それから小規模型というのがあります。保育所型というのは20人以上の定員となりますし、小規模型というのは19人以下の施設というふうな形です。

次、条例の解説ということで、家庭的保育事業から始まりますけれども、ここの表の見方については、項目はそれぞれの大項目がありますし、条例内容については簡単なまとめをしております。条文はこの中に書いてありますが、備考欄にページ数を打っています。例えば家庭的保育事業の職員の条文23条ということですが、議案書の23ページから24ページを見ていただきたいということで記載してありますので、よろしいでしょうか。そういった流れでちょっと見ていただければありがたいと思います。

まず最初に、家庭的保育事業。職員については家庭的保育者。これは、家庭的保育者というのは町長が行う研修等を修了した保育士、それから保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者ということになりますので、これについては23条、23ページから24ページ、議案書に書いてあります。家庭的保育補助者というのは、町長が行う研修を修了した者ということになっております。職員数については、家庭的保育者1人について乳幼児3人以下、家庭的保育補助者を除く場合については5人以下というふうな形になっておりますので……

(置くの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 置く場合。置く場合は5人以下ということになっていますので、これが23条に、同じ条文の中に入っています。

それから、設備と面積については、保育室は保育を行う専用の部屋として9.9平米以上で、3人を超えて保育を行う場合は乳幼児1人につき3.3平米を加えた面積が必要になってきます。これが条文でいうと22条、23ページのところに書いてあります。

(何事か声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) はい、わかりました。そんな形で流れが書いてあ

りますので、この条文と、それから内容につきましてはこの中身を少し確認をしていただきたいと思います。

小規模保育事業A、B、Cの類型につきましては、先ほどお話ししたように定員規模によって上がってくるということになっておりますので、その中身、A、Bにつきましては19人以下という形、Cは10人以下というふうな形になります。

職員とか職員数、施設面積については、この中身をちょっと確認をしていただきたいと思います。それぞれ居宅訪問型事業は9ページ、それから事業所内保育事業については10ページから資料のほうに書いてありますので、確認していただければと思いますが、確認という形で概要を説明しましたが、よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりましたけれども、子ども・子育て関連3法なのですけれども、とりあえず37号について質問ございませんか。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） では、お願ひします。

資料のほうの3ページで、5の利用者についての利用料金なのですが、公定価格引く利用者負担額イコール施設型給付費で、この差額分が幼稚園ですとか保育所に支払われるようなのですけれども、この利用料の定める基準というのは町営の場合ですと、保育所で、公設の場合ですと定めあるのですけれども、今民間もみんな一緒のように書かれているのですが、民間の場合はどのような基準で利用料を定めるような規定になっているのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず最初に、保育所については、民間施設については今までどおり広域入所という形になりますので、そういった形で一応町で定めた保育料を施設に入った方から徴収をしていくということになります。ただ、幼稚園については、それぞれ民間の施設によって基準額が違いますので、それらについてはそのデータをいただいた上で利用者負担、要は公定価格からそれを差し引いた金額を施設に給付をするという形になりますので、それぞれ違ってきます。ただ、町については、田上町については今現在ルーテル幼稚園さんが1つありますが、現在話を聞いているところによりますと、今この制度には乗らないで従来の形でいきたいというふうに話がありますので、今現在はこの制度には乗らないということは聞いております。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 今回その広域入所の部分は町で民間に対しての基準というのがわかるのですけれども、今ルーテル幼稚園はこの制度に乗らないと聞いたのですけれども、例えば民間の保育料の定め何か規定がないと極端に安く設定して、その差額の利用料が町に給付されるのかなというふうなイメージを受け

ているのですが、その辺は何か私が違う感覚なのか、教えてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 現在広域入所をされている方については、当然町外に出て別の施設の、民間であろうと公的な保育所であろうと入っていくわけですが、そこは田上町の一応利用料が決まっています。田上町の利用料をその方からいただいて、その施設では支払わなくてもいいということになりますので、全てが町の基準に従ってやってということになりますので、これを徴収をしていくということになります。先ほど言った公定価格というのがありまして、その差を施設側のほうに差し上げると。それは、先ほど言った町の基準で保育料を定めているものですから、それとの差になります。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 広域入所と町の保育料はわかったのですが、民間の事業所に対して保育料の定めは何かこういう縛りをつけなくてもいいのか、もう民間に任せてやればいいのか。極端な話、月額5,000円ですよという極端に安い利用料を設定すれば、その差額分をみんな、公的から個人の利用料を引くのを民間が極端に安く設定してその差額をみんな給付に充てられるというふうな解釈をしたのですけれども、その辺は違うのでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今お話ししているのは保育所の場合ですから、保育所の施設については施設でその定めたものをもらうということはないのです。例えば今外に出て子どもを、広域入所をされている人については、あくまでも町の基準でしか徴収はしていないということなので。

（そういうことじゃないんだの声あり）

社会文教常任副委員長（椿 一春君） ルーテル幼稚園の場合。

教育委員会事務局長（福井 明君） 幼稚園の場合ですか。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） ルーテルというか、民間の話。

教育委員会事務局長（福井 明君） 幼稚園の場合は……民間の幼稚園だとか、そういった部分については、あくまでもその施設の定めた基準の利用料がありますから、それを徴収している場合はそれを差し引くということになりますから、今言ったような形になりますので。

副町長（小日向 至君） その料金をぐっつり安くして、差額をいっぱいこともらえるではないかという話ししているんだ。だから、その差額ぐっつり下げられるのだと。下げたら下げたで人がいっぱい来るから、結局足りない分を町が出すのだから、楽々運営できる、そういうやり方が可能なのかということを知っている。

（それに対して何か決められたかの声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） それはちょっと今の制度の中では、その最低基準だとか制限があるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、形としては施設の給付ということになりますと、その差額分を支払うということにはなっていますので、その限度があるかどうかというのは今はちょっとわからないですけども。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 町に定めた基準というものはあるのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 町で定めた基準というものは、今言う保育料と同じ形になります。それが町で定めた基準。それは、あくまでも保育所だとか、先ほど説明した1号認定以外の2号、3号についてです。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 椿委員、わかりましたか。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 定まっていないということがわかりました。

教育長（丸山 敬君） 包括的に申し上げると、実は3本立てでスタートしているものですから、それが非常に今の矛盾になっているのです。これ本当に一元化されて全て町の管轄ができればいいのですけれども、従来の幼稚園サイドでもいいですよ、それから従来の保育所サイドでもいいですよという、そういう形で来ているものですから、特に私立の場合は私立独自のそういう権限を持っていますので、なかなか町の監督とか、そういうのが及ばないところが出てくるわけです。ただ、将来的にこういう新制度に移行しますよということも考えられますので、そのためにはこういう基準を設定しておかないと許認可もできませんので、それできょう3本のこういう条例をお願いするというスタイルで、殊個別の私立についてはそれぞれ独自性が主張されておりますので、なかなかああしろ、こうしろというところまではいっていないです。

12番（関根一義君） 子育て支援制度あるいは子育て支援法について勉強するのはきょう初めてのような気がして、申しわけありませんけれども、ちょっと聞かせてください。

解説いろいろ聞かせてもらいましたけれども、こういうふうに理解すればいいのですか。今後は、4月1日以降ですけれども、27年の4月1日以降、子どもたちには要するに保育を受ける権利が発生したと、こういうふうに解釈をすればいいのですか。その要するに支援義務については市町村が負うことになったのだと、こういうふうに理解すればいいのでしょうか。ちょっと考え方を聞かせてください。

教育長（丸山 敬君） 解説文の1ページにそのところが書いてあるわけですけども、今までは現行ですと、保育所の場合ですと保育に欠けるとというのが大前提だったわけですね。保育に欠ける人を受け入れる施設が現行の保育所。欠けているか、欠けて

いないかというのの審査をさせていただいて受け入れを今までは決めてきました。今度は、今おっしゃられたように一つの権利になりましたので、必要度に応じて認定をしていくということになります。そういう意味では、ご家族の状況が主体的になってくると。欠ける、欠けないではなくて、必要度に応じて認定をしていくということになりますし、実施主体が今度は地方分権の関係で市町村にその実施の主体がおりてきましたので、全てこういう条例等を整備していかないとよって立つ根拠法がないわけですので、今までは国の基準とか、そういうものでよかったわけですが、今度はそうはいきませんので、先ほどの介護保険なんかもみんな同じなわけですが、そういう形でこれから整備をしていかなければならぬということになる。ですから、現実のものの追認というよりは、将来のことも考えながら、起こるであろうということを想定しながらこういう条例を持っていないと、申請があったときに許認可すらもできないことになりますので、それは非常にまずい状況になりますので、前もってこういう条例を制定させていただいたということになります。

12番（関根一義君） 考え方はわかりましたけれども。

そうしますと、市町村、自治体の責任において待機児童は、それは解消する義務と言ったらおかしいけれども、そこまでのやはり解消する要するに義務的なもの、こういうのが発生したというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。これが1つと。町長うん、うんと言っているから、そうだと思いますが、それが1つと。

いわゆる先ほど言った個人の権利が発生したということなのだけれども、この個人の権利というものについては3歳未満も含めるというふうに理解できるのでしょうか。私たちは、私が心配しているのは、要するにそこまでのことになると田上町としては受け入れの要するに体制をもっと強化しなければならぬというふうに将来的になっていくのかな、ですね。3歳未満の要するに希望者というのは社会情勢によってはこれからもどんどん、どんどん増えると、しかし私たちの要するに受け入れキャパというのは、全部希望を受け入れるほどは整っていないというふうな状況を見ますとどういうふうに理解すればいいのかという、そのこのところをちょっと解説してくれますか。

教育長（丸山 敬君） 全体的なことを私のほうで申し上げますが、基本的には正当な理由がないとノーとは言えなくなります。ただ、その正当な理由というのがどこまでを正当な理由、例えば田上町の財政事情があるから、無原則に全て受け入れ施設を用意して受け入れるということが可能かどうかということになると、その辺を正当な理由として言えるかどうか、その辺はなかなか難しいところになるろうかと思う

のですが、基本的な考え方としては量の拡大と質の充実というのがこのうたい文句になっておりますので、基本的には待機児童等をなくするという、そういう性格なのですが、当然それには予算的な裏づけがないとできませんので、その財源が全て消費税のアップ分ということでございますので、今現在の消費税の状況ですと、必要な7,000億円のうち手当てできるのは報道等によりますと4,000億円ぐらいしか手当てできない状態ですので、全てニーズがあるから受け入れるというふうには単純にはいかないのかなと思っております。ただ、基本的には、そういう要望があれば受け入れると。ただし、正当な理由があればノーと言うことも可能ではあると。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、3歳未満ということでありましてけれども、当然市町村によって施設の幅というか、要は定員枠がありますので、その中で今現在は運営しています。ただ、先ほど言われたように3歳未満児がこれからニーズによってどう変わってくるのかというのはありますから、今現在子ども・子育て支援事業の事業計画書を立てておまして、そのニーズに合わせた部分を5年間で決めていくと。したがって、そのニーズに合わせてできるだけそういう待機児童がいらないような形を国の施策として考えていきますということとその計画に盛り込むということになりますので、言われたように町がそういった形で責任を持って施策を考えていくという部分になります。

12番（関根一義君） 基本的にはそうなのだと。しかし、要するに状況においてはというふうなことを常に言うわけだから、曖昧でよくわからぬとなるわけですね。

それで、町としては、これは将来の話になるけれども、この地域型保育給付に該当するような家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、こういうものを要するに推奨していくという、そういうことになるのでしょうか。どういうふうになるのですか。もう現状の施設をさらに要するに、子育て支援法の要するに制定の趣旨に合わせた、そういうものとして整備をしていくというのを基本に置くのか、そういうところはどうかのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 地域型保育事業というのは、あくまでも基準を定めて町が認定をしていくという部分になりますから、例えば先ほどNPOだとか個人的な部分であれば認定をしていくということになります。スタンスとしてはそういうふうな形で運営していくというふうになりますので、公的機関がやってもよろしいのですが、それがなかなか難しいという場合やはり民間の方から手伝っていただくということは大前提になっているがために今ここで基準を定めておくという必要があると。

12番（関根一義君） 最後にしますが、そうしますと今現在要するに少子化対策を一生懸命やっています、産めや増やせやの政策ではないけれども、一生懸命やるわけですね。将来的に、要するに3歳未満も含めてですけれども、いわゆる私たちの幼稚園の入園希望者が増えたとします。現状の要するに受け入れ人数よりも増えたとします、仮に。この場合は、町の私たちの要するに責務は、受け入れの要するに幼稚園の定員を増やす責務が発生してくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

教育長（丸山 敬君） 法の趣旨からすればそのとおりになります。ただし、財政事情があるわけですから、町が破綻してまでもそういうものに予算をつぎ込むとか、そういう話はなかなか難しいわけで、それで全てその消費税のアップ分を原資としてこういうことをやりますよと、それも5年前期とする計画、今後5年計画、5年ごとに見直しながらその推進計画なるものを策定していきますので、そこの中で調整をするということになるかと思います。

12番（関根一義君） 5年ごとに計画の見直しを、見直しというか、やるんですか。

教育長（丸山 敬君） 一応は今の町で作っている計画は当面5年。5年を一つの目途として。ですから、今後そういう少子化対策が功を奏して非常に増えてくるということであれば、当然次の見直しのときにその推進計画なるものの中にその考え方を入れた形で計画というものを整理し直さなければならぬ、そういう状況があります。今策定をしておりますのは、ご承知のとおりニーズ調査をさせていただいて、当面今後5年間の想定されるものを踏まえて今子ども・子育て会議でその辺議論をさせていただいています。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 今私のこの新制度のイメージというか、考えはこういうふうなのかなと思うのですけれども、新潟市、私よく行っているのですが、介護保険なんかですと事業計画ありまして、公的で作る施設と、あと民間に委託してやる部門があります。ですから、これらの町の保育所で対応する人数、それを掲げたら、あと民間のNPOでこの地域型、家庭型保育幾つ作ると間に合うかというもので、町で全部やるよりも民間の小規模保育所ですとか、そういったもの何件必要なので、町の地域に2つあと作らなければならないなというふうなので、ではその作るために少し町で補助出して民間の力を活用して有効的に作るので、新しい制度始まったのかなというふうな、私そんな感じでいたのです。だから、今5年間をひとくくりとして支援事業の計画を作るのですが、これはあくまでも今の幼稚園だけで主体だと教育長言われているように受け入れきれず、はばけるという可能性があるので、ここの5年間の計画の中にその民間の家庭的保育ですとか小規模保育、

そういったものを取り入れた計画を考えるのか、その辺教えてください。

12番（関根一義君） いや、それはしないと言ったの、さっき。そういう考え方には立たないと言った、俺の質問には。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） では、そうするとこんなの制定する意味ない。

12番（関根一義君） いやいや、それはあくまでもそういうのが発生したとき認定するかどうかのものであって、町として、行政としてはそういう姿勢はとりませんと。そうでしょう。

教育長（丸山 敬君） とりませんという言い方したのではなくて、今の現状を踏まえてニーズ調査をさせていただいて、27年からの当面5カ年でのニーズ調査を踏まえて今推進計画を策定しております。ですから、当然それは前提としては今ある施設ということを最大限利用するということが多分保護者の皆さん方のお考えであるわけです。ただ、今後そういう会社の中の事業所内でそういうものを作るとかいろいろなことが発生してくる可能性がありますので、今関根委員さんおっしゃられたように全て実施主体が市町村になりますので、そういう条例を作っていないと許認可も全て町がやらなければなりませんので、その判断となる基準とか、そういうものをきちっと持っていないと許認可なかなかできないわけですので、それで今条例制定をお願いしている。将来的なことを本当に、5年以上先になりますといろいろまた状況が変わってくる可能性もありますので、それはまた次の推進計画の中で随時見直していきなり、そういう必要が生ずれば当然そういう考え方をまた議論していかなければならぬかなと思っております。

新潟市の場合、大変多くの事業所、公立、私立含めて持っていらっしゃるから、例えば新潟市あれだけ広いですと、ここの限られたところのエリアはだめだけれども、広域的に、新潟市内ですから、ほかのちょっと離れたところにどうぞということは可能だろうと思うのですよね。私どもはなかなかそういうことができませんので、せいぜい今承知しておりますのは2カ所しか、町含めてルーテルさんとしがありません。あと、個人的にやっていたら、今事情でもってお休みというふうに伺っております。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 要するに地域型保育事業というのは、これ将来出る可能性があるというので町で条例で決めようと今しているわけですが、要するにかつては無認可保育というのはあちこちにあったわけですが、今度はこの条例ずっと読んでいきますとやっぱり資格が必要だということになってきますので、そういったもの

を町が認定するのだね、認定した人があたるのであればこういった地域型保育もいいですよ、そのための条例を今作りましょうということなのですからけれども。だから、関根委員がさっきおっしゃったように、では町は絶対しないのかといたらそうではなくて、将来出てくれば認めなければならぬというふうな感じです。

12番（関根一義君） それで、心配なので、1つ。最後もう一つ念押しで聞きます。

心配なのですよ。法の精神からしたら、町としては、私の認識間違っているかどうか、間違っていたら指摘してほしいのですけれども、町としては3歳未満児の受け入れ態勢がまだ完全に仕上がっているとは考えていないわけですよ、私は。まだまだこれからの3歳未満は町の要するに体制よりも多く希望者が発生するのではないかというふうに思っているのだけれども。そうしますと、要するにこの法の精神からしたら、町としては竹の友幼稚園の3歳未満児の受け入れ態勢をもうちょっと整備する必要性が発生してくるのではないかというふうに私は思っているのだけれども、その心配はございませんということなのかどうなのか、その1点ちょっと聞かせてくれますか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今現在ニーズ調査をした結果の中では、今現在竹の友幼稚園で3歳未満児を受け入れています、その中では今の段階ではない。ただ、広域入所という手もありますので、その人たちは当然必要な方ですから、広域入所をされている方も中にはいらっしゃいますけれども、町全体としては一応ニーズはそのまま十分間に合っているということに、5年間の間ではできるということになります。先ほど言ったように5年を1期としてですから、当然次の段階で見直す時期が来ますので、そのときは今言った小規模保育が必要な部分であれば何とか民間ニーズから見直したりだとか戸別訪問ができる、そういった保育を考えていく必要があると思いますけれども、それはこの次の段階に。

12番（関根一義君） 現状では大丈夫ですよということだね。いいです。わかりました。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） なかなか面倒で、休憩入れますか。3法入るので、ちょっと休憩しましょう。では、開始20分といたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時20分 再開

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、ちょっと時間は早いのですけれども、休憩前に引き続き再開をしたいと思います。

議案第37号ですけれども、もろもろの質問が出たのですけれども、まとめると今

のところは問題はないのだけれども、5年ごとにニーズに合わせて調査を行うということで、またいろいろと変わってくるだろうという、そういうあれでよろしいのでしょうかね。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今現在はその家庭的保育事業を行う方というのはいませんので、その基準を定めるための今回のものです。基準を定めることによって町が認可をし、町がその給付をしなければならない義務を負ってくるということです。そのために、今竹の友幼稚園、それからルーテルがございますが、その中での部分については、先ほどお話をしたとおり5年以内は一応ニーズ調査上はこの中で何とかできると。ただ、5年後どうなるかは、まだその先は読めていませんので、これらについてはこういった事業所が出てくることがあればこの基準に従って、その基準に従って町が認可をしていくということになりますので、お願いします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにあれですかね。

ないようですので、議案第37号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第38号を議題といたします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、議案第38号、38ページからになっています。

先ほど前段にも制度のほうの部分で説明をしましたとおり、この田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、これについては、先ほどお話ししたように町が今度確認を行う作業、確認をしてその施設のところに給付をするための条例であります。この資料の13ページのところをお開きいただきたいと思いますが、中身については特定教育・保育施設と先ほど言った地域型保育事業、この2つになりまして、施設事業としてはこの13ページの表に書かれてある認定こども園、それから幼稚園、保育所については、これは特定教育・保育施設であります。それから、特定地域型保育事業については、この4つ書かれてあった、先ほどお話をした家庭的保育事業から事業所内保育事業について、これらについて確認をして給付をするための基準を定めたものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料の14ページ以降については、条例の解説をそれぞれ先ほどお話ししたように条文、それから今回議案に提出されているページ数を備考欄に載せておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願ひます。ないですかね。

ないようですので、議案第38号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第39号を議題といたします。執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、議案第39号、63ページからになります。

ちょっとこの資料でいいますところの22ページをお開きいただきたいと思います。資料の22ページです。これは、田上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということですが、これについては今現在町で実施しています田上小学校、羽生田小学校の児童クラブが今現在あります。その基準を定めるものでありますが、先ほどからもお話をしているようにこれが条例の制定部分についてはその基準を定めるものでありまして、これはあくまでも国からの基準に基づいて町が設定をしているものであります。条例の中身につきましては、児童福祉法の改正によって放課後児童健全育成事業の基準について、例えば事業者が行うものについては事前の届け出が必要になるということになりますので、届け出を受け、その基準を町が認めるという形になります。

条例の解説の部分については22ページ以降書いてありますが、簡単に話をいたしますと、従事する者についてはそういった資格を必要とする者、それが条文10条に書いてありますし、人数については1クラス職員2名以上配置して有資格者で実施をしますよという中身になっています。

それから、資料の23ページ以降については、おおむねその1つの集団は40人として、それを超える場合は分けてくださいよという中身になっていますし、あと施設の設備、開所日数、時間についてはそれぞれそこに書いてあるとおり今現在実施をしている状況と変わりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願ひます。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 願ひします。

この条例の設備、運営に関する基準なのですが、今現状やっている放課後児童クラブそのものがここで今規定に準じているということだけの解釈でいいのですよね。教育委員会事務局長（福井 明君） 今おっしゃったように、国の基準どおり町が進めているということですが、今現在その中でちょっと若干違うのは、国は小学校就学児、要は6年生までということになっていまして、町の中では小学校4年生まで、ただ町長が認めればということ今現在やっています。それを小学校6年生までそ

ういう施設ではできるということになっておりますので、その部分は町は拡大をするということにしていこうというふうを考えております。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第39号に関する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第46号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案書の92ページからになります。

議案第46号 田上町国民健康保険条例の一部改正でございます。今回健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴いまして、産科医療補償制度ということで、この部分の見直しが行われましたので、あわせまして出産育児一時金の金額の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、めくっていただきまして93ページ、次の資料ナンバー24の新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。旧のほうを見ていただくと、出産育児一時金、第6条の関係ですが、被保険者に対しまして現状は39万円を支給をいたします。そのほかに3万円ということのをこれで支給をしているのですが、これがいわゆる産科医療補償制度という部分でございます。何かといいますと、例えば子どもさんが生まれた場合に重度の脳性麻痺等、そういうふうな場合に補償をしていこうということで、それも平成21年度からこういう制度がスタートしているのですけれども、今回国のほうではその対象になる推計人数を修正をしたり、いわゆる剰余金、当初見ていたよりも余り活用がないということで剰余金も見込めるということで、この3万円相当分を1万6,000円に引き下げをします。逆に今まで39万円ということで支給していた部分につきましては、出産にかかる経費というのはそれほど大きく、これよりもちょっと上がっているだろうということで、その落ちた1万4,000円分を逆に引き上げをして40万4,000円という形で改正をするということでございます。実際には、合計いたしますと42万円ということですので、国保のほうから支出する金額42万円は変更はございません。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第46号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第47号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 議案書の105ページでございます。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございますが、68万1,000円の補正をお願いするものでございまして、2節、3節、4節、人件費の関係でございますが、今回の人事院勧告に伴う分プラス扶養手当の関係で職員のほうで新たに扶養する人が増えたということで、扶養手当を増額をしております。ほかは人事院勧告の内容でございます。

めくっていただきまして、106ページ、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、49万4,000円。2節、3節、4節、これらにつきましては今回の人事院勧告に伴う分の増額の補正をお願いする内容でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 続いて、107ページになりますが、下段になります。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で1,013万5,000円の追加をお願いいたします。

内容につきましては、今ほどの人事院勧告に伴う職員の給与改定に伴う関連経費の追加と、それに続きまして108ページになりますが、説明欄にあるとおり繰出金で国保への繰出金、基盤安定の決定に伴いまして961万7,000円を追加するものであります。

続いて、2目老人福祉費であります。403万5,000円の追加をお願いするものでありまして、説明欄に移りますが、まずは介護予防サービスの計画の委託料、件数増に伴い不足が生じるため、追加をお願いするものであります。あと、繰出金であります。介護保険のほうは給付の町負担分ということで追加、それから後期高齢者の医療特別会計については基盤安定の決定に伴いそれぞれ追加をお願いするものであります。

3目障害者福祉費であります。32万6,000円の追加をお願いします。内容については、制度改正に伴いまして障害者自立支援のシステム改修の関係で委託料をお願いするものであります。なおこれについては2分の1国の補助も受けます。

それから、5目老人福祉施設費であります。71万2,000円の追加であります。川船の老人福祉センターについての光熱水費、ガス料金なのであります。大分ガス料金の単価アップによりまして不足が見込まれるために71万2,000円の追加をお願いするものであります。

1項については以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、109ページからになりますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、178万9,000円の追加をお願いするものであります。説明欄のほうですが、これは児童福祉総務事業については人事院勧

告による給与改定で追加となる部分であります。

次に、子ども・子育て支援事業につきましては、現在子ども・子育て会議において支援事業計画を審議をしております、その審議にまだ時間を要することから、あと3回分の必要経費、報酬で8万5,000円、それから旅費で1万9,000円を追加するものであります。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 続いて、4款衛生費になりますが、1項1目保健衛生総務費、補正額の欄にあるとおり113万2,000円の減額ということであります。

内容につきましては、説明欄にあります、人事院勧告に伴う職員の給与改定に伴う関連経費の追加、それからページめぐりまして110ページに入りますが、説明欄にあるとおりに時間外勤務手当ということで30万円の追加をお願いするものであります。これについては、職員の時間外勤務手当ということで、精神疾患患者のかなり対応や、あるいは今年幾つか定期予防接種化に伴い、その準備の関係で時間外勤務手当の出費が見込まれるために追加をお願いするものであります。

それから、説明欄、ひし形の精神保健ということですが、先ほど説明しましたが、精神障害者の医療費の補正ということで、大分精神障害者の関係で医療費、対象者が増えましたので、そのために今回追加をお願いするものであります。あと、その他ということで国保、国民健康保険の繰出金、財政安定化支援ということで決定に伴い235万4,000円の減額をお願いするものであります。

4款についての説明は以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、114ページから、10款教育費になりますが、お願いしたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございますが、48万2,000円の追加をお願いするものです。説明欄のほうになりますが、事務局費の中で3節職員手当等につきましては、扶養手当で職員の家族に変更があったために追加をするものであります、それ以外は人事院勧告により給与改定となりますので、その追加をお願いするものであります。

それから、3目の教育振興費であります、8万7,000円の追加をお願いするものです。説明欄のところ、幼稚園就園奨励費の補助につきましては、対象者の増によって不足が見込まれるために追加をお願いするものであります。

次に、115ページになりますが、2項小学校費、1目学校管理費の114万3,000円の追加をお願いするものであります。説明欄のところにつきましては、田上小学校管理費の4節共済費の社会保険料8,000円ですが、嘱託管理員の介護保険料、改

定によって上がったために当初見込みに不足が生じるために追加をお願いするものであります。

それから、11節の光熱水費、24万円ではありますが、水道及び下水道の使用料金が当初見込みに比べまして不足が生じることから、追加をお願いするものです。

それから、田上小学校その他事業で30万円の修繕費がありますけれども、これは教室など照明器具が壊れまして、その取りかえを行う費用であります。

それから、羽生田小学校管理費の42万5,000円につきましては、そのうち11節の光熱水費、34万円につきましては、水道料金が当初見込みに比べて不足を生じることから、追加をお願いをするものです。

あと、ほかは人事院勧告になり給与改定となり、追加をするものです。

それから、羽生田小学校その他事業で17万円見込んでおりますが、これについては田上小学校同様に教室などの照明器具が壊れまして、その取りかえを行うものであります。

続いて、116ページの最初のところで、2目教育振興費で4万円の追加をお願いするものでありますが、説明欄、田上小学校教育振興費で4万円ではありますが、要保護・準要保護児童の援助費でありますけれども、当初見込みよりも認定者が1名増えたために予算に不足が生じることから、追加をお願いをするものであります。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費の144万5,000円を追加をするものでありますけれども、説明欄のところ、中学校管理費87万5,000円ではありますが、そのうち11節の光熱水費81万5,000円については、電気料及び水道料金が当初見込みに比べまして不足を生じることから、追加をお願いをするものです。ほかは、人勧による改定ということで追加ということになります。

それから、田上中学校その他事業の修繕料57万円につきましては、小学校同様に教室などで照明器具が壊れまして、その取りかえを行うものであります。

次に、2目教育振興費ではありますが、21万円の追加をお願いをするものです。田上中学校教育振興費の14節の車借上料21万円につきましては、借り上げのバスの値上げによって当初見込みより予算に不足が生じることから、追加をお願いするものであります。

それから次に、117ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費で61万8,000円の追加をお願いするものでありますが、説明欄のうち3節の時間外勤務手当35万円ではありますが、生涯学習センターの基本構想の検討などで業務量が増えまして、その不足が生じることから、追加をお願いをするものであります。ほかは、人勧によ

って給与改定となり、追加をする部分であります。

続いて、5項保健体育費、4目の学校給食施設費で42万1,000円ですが、これにつきましては人事院勧告により給与改定となりまして、その追加をお願いをするものです。

以上、よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、説明がありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

照明器具の取りかえがあったようですけれども、LED化とか、そういうのを考慮して。

（壊れたのかの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 壊れたのですか。まとめて取りかえるのか。

教育委員会事務局長（福井 明君） ふだん修繕費の予算範囲内で行っていたのですが、器具自体の安定器がやはり寿命によってうまくないということで、その器具取りかえというふうな形になります。今後はLED化も含めてその辺をやっていきたいというふうには思っていますが、徐々にではありますが、LED化ということになると思います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 今のこれには入っているんですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） この中で一応考えています。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） その安定器というのはグローだけの話ではなくて。

教育委員会事務局長（福井 明君） 器具の基板のところに安定器が入っていますので、それがもうだめになって、以前何か学校で火を噴いたと、ケースの中にはあるということを知っていたので、非常に危ないということもありますので、その部分を取りかえることになります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、それは全点検した結果。

教育委員会事務局長（福井 明君） 現在切れている部分でありますので、目に見える範囲での部分になりますが、お願いしたいと思います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、その全点検は、危ないということがわかっていながら全点検をしない。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほどもお話ししたように、予算の範囲内でいわゆる少しずつは交換をしてくれています。

（点検、点検の声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） 全点検は、切れたら取りかえるという手段でした

ので。

(何事か声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) そういう事例があるということなので。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 事例があればなおさら一斉点検だとか、そういうのに、この前の一般質問にもあったのだけれども、校舎も大分古くなって、その辺やっぱり重視していかないと、ただ予算がないという話にならぬと思います。局長がそういうふうには火を噴いたなんていうことを聞いたものだから。

教育委員会事務局長(福井 明君) ちょっとおどかして申しわけありません。安定器自体が、要は火を噴いたというのは焦げて、そういった形で器具自体が壊れたという部分もありましたので、その部分も含めて今その部分を取りかえるということに考えていますので、全体の点検につきましては、今ちょっとお話を伺った部分ですので、なかなか灯数も多いわけですから、その部分まとめてできるかどうかも含めてちょっと検討したいと思います。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) いや、まとめてやってくださいよ。

はい、わかりました。ほかに。

10番(渡邊正策君) 今お話で、その火を噴いたとか、非常におどかされたわけですが、それは安定器が焦げたとか、そういう状態なのでしょうけれども、これはほっておくわけにいかないのではないかなというふうに強く感じました。したがって、教育長、ちょっと全検査するとか、何かそういう措置を各小学校あるいは中学校もちろんですが、そのほかも含めてそれと同類のものについては特にやっぱり調べる必要があると思うので、その辺ちょっと見解をお聞かせください。

教育長(丸山 敬君) 全体含めて基本検査は定期的に義務づけられていますので、法定検査はちゃんとやっております。ただ、そのとき通ってもやはり経年劣化で絶縁不良を起こしたりしますので、安定器というのは一種のトランスみたいなものですので、普通の蛍光灯には必ず1基ずつそういうトランスが入っていますので、それが古くなってたまたまそういう絶縁不良を起こしているということで、通常はちゃんと保安検査をやっておりますので、そこで指摘事項があれば速やかに修理をするとか改善を図っております。今貴重なご意見いただきましたので、学校から火事出すということは大変不名誉なことですし、かつて中学校そういうことがありましたから、それら十分配慮しながら対応していきたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 当然漏電ブレーカーとか何かが入っていると思う

ので、安心はしていると思いますけれども。

10番（渡邊正策君）　お願いします。

110ページ。ちょっと気になるのですけれども、精神保健事業ということで、説明の中で43万5,000円ですけれども、対象者が増えたというような説明があったと思いますけれども、対象者というのはどのような姿なのか、原因は何なのか、その辺までわかるのか、どうなのでしょう。お聞かせください。

保健福祉課長（吉澤深雪君）　精神障害者ということで、入院されている方について医療費の助成を行ったということで実施しております。通年、従来は年間17から18人程度は入院助成していますが、ちょっと今年、近年大分増えてきまして、今現在26人ほどを対象としております。

原因は千差万別でありまして、いろんな原因、鬱から統合失調症とかいろんな病名ありますが、環境あるいは本人の性格なりいろんなものが考えられます。

10番（渡邊正策君）　その傾向は増えているのですか。傾向は。ここ数年を見ていただいて。

保健福祉課長（吉澤深雪君）　特にこの1年はちょっと増えている、増加しているなどというのが顕著にあらわれています。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　ほかにありませんか。

ないようですので、議案第47号に対する質疑は終了いたします。

それから、続きまして議案第49号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君）　それでは、議案書の132ページをお願いいたします。

議案第49号　平成26年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回歳入歳出それぞれ1億950万円追加をお願いしまして、歳入歳出予算の総額を14億5,450万円とする内容でございます。

内容につきましては、今回医療費の部分が大半でありますので、まず歳出のほうを説明させていただきたいと思っておりますので、議案書の140ページお願いをします。今回歳出2款の保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費、それから2項の高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費、それぞれ関連をするわけですが、今回それぞれ医療費の関係では7,000万円、高額では3,800万円ということで非常に額の多い状況でございますが、予算を作成した段階では大体月が療養給付費のほうでは約6,200万円ほどの平均、昨年の予算案を作った時点ですので、そういう見込みを見て作成を实はさせていただいたのですが、今年に入りまして約6,500万円ほどかかっている状況が続きました。その辺は、高額に該当する件数も増

えてきているということで、補正が必要だろうということでうちのほうも見てはいたのですけれども、特に9月、10月の支払いの関係ですが、今回特に非常に医療費のかかった方がおまして、これはやけどの関係の方なのですが、全体の医療費で約4,100万円ほど医療費がかかっています。いわゆる保険者負担、町が負担する分が3,300万円ほど、高額で800万円ということで、こういう方が出てきたということで一気に医療費が不足になってきました。そういうことで、今回7,000万円ということで今後の見込みを見た上で補正をお願いしている状況でございます。ちなみに、この方につきましては、もううちのほうで大体100万円程度を超えたらどうかということで調べているのですが、金額的にも大分落ちついてきているという状況でございます。あわせて、高額療養費につきましても同様に、一般のほうも月平均で予算の段階で740万円ほど実は見ていたのですけれども、当然この高額に該当する人が増えてくると先ほどの療養給付費も増えるような状況で、当然連動するのですけれども、やはり該当する方が増えてきたという。件数的にも去年の今の時点で比較をしますと約6件ほど増えております。先ほどのやけどの関係の方は別といたしましても、がんの関係等で約5件ほど増えてきているというような状況がありますので、今回高額につきましても3,800万円ということで補正をお願いしているところでございます。件数は増えてきてはいるのですけれども、大体見ているとそう長い月をかかっていない状況になっておりますので、件数がちょっと増えてくればこういう部分影響が出てくるのですが、長期にかかってこなければ余り国保的には影響が少ないのかなとは思っておりますが、今年度についてはそういう状況だということでございます。

それから、歳出の141ページ、退職被保険者の高額療養費につきましても150万円ということで補正をお願いしているところでございます。退職につきましては、制度的に今後余り人が増えないということで、予算的には余り人数が少ないということで、今後を見込みまして150万円ということで補正をお願いしているところでございます。

こういう歳出に基づきまして、歳入のほう今回、これから説明をさせていただきますが、議案書の137ページに戻っていただきたいと思っております。まず、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金でございますが、こちらにつきましては一般の医療費に対する国の負担分でございますが、100分の32ということで積算をしている内容でございます。

2項国庫補助金、1目の財政調整交付金につきましては800万円ということですが、

これは100分の9国から補助が来るということでございます。

それから、5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金706万9,000円でございますが、これは退職者医療の関係に伴う交付金でございますが、1節現年度分ということで148万1,000円でございますが、過年度分ということで、25年度の実績に伴いまして額が確定して追加交付を受けた部分で558万8,000円の補正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、138ページ、6款県支出金、2項県補助金、1目の財政調整交付金でございます。900万円。こちらにつきましては、一般医療費に対する県の補助金、これも約100分の9ということでございます。

7款共同事業の交付金、1項2目保険財政共同安定化事業交付金1,000万円でございますが、こちらにつきましては国保連合会から高額療養費、ある限度額を超えた分については連合会から交付をされるということで、今回高額の医療費も増えたということで追加をお願いするものでございます。

10款の繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、726万3,000円でございます。先ほど一般会計のほうでも説明がありましたとおり、1節、2節保険基盤安定繰入金ということで、それぞれ国、県のほうに交付申請をしております。それに伴いまして、不足の部分を追加で補正をお願いするものでございます。5節の財政安定化支援事業繰入金でございます。これは、交付税の確定に伴う部分での減額でございます。

139ページ、2項基金繰入金、1目給付準備基金繰入金ということで、今回医療費の補正をお願いして、不足となる財源ということで2,800万円の基金からの取り崩しを計上させていただいております。今現在で26年度末の見込みとしては約1億4,400万円になる見込みでございます。

11款繰越金、1項1目繰越金ですが、1,316万8,000円ということで、繰越金全額今回補正をお願いしている内容でございます。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第49号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第50号を議題といたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の142ページをお願いいたします。

議案第50号 平成26年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ69万8,000円を追加をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億809万8,000円とする内容でございます。

内容につきましては、議案書の147ページになります。3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金69万8,000円でございますが、こちらも一般会計のほうで説明がありましたとおり経営基盤安定繰入金ということで、国のほうに申請をいたしまして、これは広域連合から通知をして申請をするのですが、その申請に伴いまして増額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、148ページ、歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金69万8,000円ということでございますが、歳入で受け入れました保険基盤安定繰入金に相当する金額をそのまま広域連合に納付するというような形での今回の補正内容でございます。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第50号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第51号を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） それでは、149ページになりますが、議案第51号 平成26年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）ということでありまして、歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、総額を3,957万3,000円とするものであります。

内容としましては、人事院勧告によります職員の給与改正に伴う関連経費についてお願いするものであります。

細かい内容になりますが、ちょっと飛びまして154ページまでお願いします。154ページ、2の歳入ということで、5款1項1目繰越金であります、27万3,000円の追加。

続いて、155ページであります、3の歳出ということで、1款総務費ということで1項1目一般管理費で27万3,000円。給与改定に伴う関連経費の追加であります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第51号に対する質疑は終了いたします。

最後、52号を議題といたします。執行側の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 最後になりますが、議案第52号、159ページ。

今年度の田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）ということでありまして、歳入歳出それぞれ702万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ12億380万円とするものであります。

内容としましては、保険給付費のうち介護予防サービスの給付費の追加をお願いするものが主なものであります。

細かい内容であります。164ページまでお進みください。164ページ、2の歳入ということでありまして、以下の3款国庫支出金、4款、5款県支出金、7款繰入金ということでありまして、これは後ほど歳出で説明いたしますが、歳出のほうで保険給付の追加であります。その550万円追加する、それについて国であれば20%110万円、4款支払基金交付金であれば29%であります。補正額159万5,000円、5款の県支出金であれば12.5%ということでは68万7,000円、7款繰入金、介護給付費、町の負担分ということでは12.5%、それぞれ法定負担割合に基づいて受け入れなりをするものであります。

それから、7款繰入金の3目その他一般会計繰入金は、事務費の追加分ということで146万9,000円。

165ページになりますが、最後8款の繰越金については148万9,000円の追加をお願いするものであります。

ページめくりまして、166ページになりますが、3の歳出ということでは1款総務費、1項1目一般管理費ということで146万9,000円の追加であります。内容については制度改正に伴いましてシステム改修することから電算業務の委託料ということで追加をお願いするものであります。

それから、2款の保険給付費、2項、介護予防サービス給付費495万円、それから介護予防サービス計画給付費ということで55万円それぞれお願いしますが、利用者の増に伴いまして不足が見込まれることから、今回追加をお願いすることになります。

最後になりますが、167ページ、3款地域支援事業費ということで、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費5万8,000円ありますが、共済費ということで臨時職員の社会保険料について若干不足が見込まれることから、追加をお願いしたいということになります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑がある方、発言願います。

ないようですので、議案第52号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これから討論、採決を行います

議案第35号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり決しました。

次に、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第37号についての討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決しました。

続いて、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決しました。

続いて、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり決しました。

最後に、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり決しました。

これで、町長提案の議案審査は全て終了いたしました。あと請願の審査が残っていますが、一旦休憩した後に行います。再開は11時30分からと。執行の皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時12分 休憩

---

午前11時28分 再開

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、時間ちょっと早いのですけれども、再開い

たします。

9月定例議会で提出されました請願第7号は、採決の結果、継続審査と決しました。継続審査のため、これより本委員会で請願第7号を議題といたします。

請願者の出席の申し入れがありましたので、許可しております。この件につきましては、川口議員が紹介議員となっておりますので、再度説明をお願いいたします。

9番（川口與志郎君） どうも貴重なお時間この議題を取り上げていただきまして、ありがとうございました。私としましては、ぜひ紹介議員としてはご採択をお願いしたいと思いますが、いろいろ疑問な点がおありだと思いますので、請願者の説明員の方来ておられますので、これも異例なことで、今まで私の記憶の中ではこういう形のものはありません。紹介議員が説明して終わっていましたが、それを議会運営委員会が受け入れていただいて、大変ありがたいと思っています。私大体基本的なところはわかっていますが、説明員の方が一番よく知っていますので、質問がありましたら説明員の方、請願者の方に答えていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、請願者の説明をお願いいたします。どうぞ。

請願者（三条民主商工会） 貴重な時間とっていただきまして、ありがとうございます。

三条民主商工会の部長飛田野ちよときょう所用で欠席ですので、一緒に活動しています矢代さんから説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） はい、どうぞ。

請願者（三条民主商工会） よろしく申し上げます。請願のところでこれで大体説明して、この冊子のところで、私たちが勉強したりするのにこれ使っているのですけれども、この4ページ、5ページ、6ページ、7ページにありますので、よろしく申し上げます。

請願のところで説明したいと思います。請願の趣旨のところ、56条のことが最初に出ていますが、私たち中小零細業者の家族従業者が所得税法第56条の配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないにより、働き分を必要経費として認められていません。所得税法56条を廃止して家族従業者の働き分を社会的に公正に評価することを願って、所得税法56条廃止の意見書を国に上げることについて請願今しています。

それから、そのちょっと下のほうに行くと、1974年に衆議院の大蔵委員会は税務

改革に関して現行の事業主報酬を改めて青色申告、白色申告を問わず店主、家族専従者の自家労賃を認め、完全給与制にすることとする請願を全会一致で採択しています。この採択から40年近くたった今も所得税法56条の廃止をしない国会の異常な怠慢状態の是正を切実に願っています。

課税側は、所得は世帯主が支配しており、家族に対価を支払う慣行がない、恣意的な所得配分のおそれがある、対価支払いの確認が困難などを所得税法第56条存立の根拠としていますが、いずれも前近代的な家族制度を是認する前提に立ち、しかも記帳の慣行が定着している今日の実態からかけ離れています。また、国税通則法と所得税法の改正で、2014年1月から年所得300万円以下の白色申告者にも記帳義務が拡大されて、全ての中小業者に記帳が義務づけられました。

それから、世界的に見てもドイツ、フランス、アメリカなどの世界の主要国では家族従業者の働き分を普通に必要経費として認めて、その人格、人権、労働を正当に評価しています。それが世界の流れなので、家族従業者の8割はまた女性であることに鑑み、国連の女性差別撤廃委員会からも異議が出されています。白色申告で事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が年間86万、家族が50万円と低額で、住宅ローンも組めない根拠の一つにもなっています。

私たちは、人権問題だというふうに捉えています。今は56条の廃止を求める声が全国に広がって、資料の中に全国の県別にどこが採択しているかというB4の紙がありますが、全国で387自治体が意見書を採択して、国に意見書を送っています。また、税理士会でも廃止の意見が過半数を超えています。

(県内はの声あり)

請願者(三条民主商工会) 県内は、新潟というところでB4の紙にマーカーでしましたが、この近くでは三条市、加茂市が近くですかね。全体で市が4、町が3、村1で、全体で8カ所ですかね、採択されて意見書を上げています。今話したので、このピンクの冊子のところの5、6、7ページに大体今のが詳しく書いてあります。ちょっと資料が何年か前の資料なのですけれども、7ページの右の下の方に世界の様子も書かれていますので、よろしく願いいたします。もし何かあったらよろしく願いいたします。

説明は以上です。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) ただいま説明終わりましたが、説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑がある方はご発言願います。

社会文教常任副委員長(椿 一春君) では、教えてください。

この請願の中で、一番、先ほどどちらかということと人権問題と言われたのですが、人権問題なのか、それとも家族労働者の報酬がきちんと計上できればいいという、どちらのほうที่สำคัญなことなのでしょうか。

請願者（三条民主商工会） 例えば青色と白色あるのですけれども、それでなくてもパートに行けばそれだけの時間で時給幾らと払われている収入が、自家労賃だと自分の家で朝から晩まで働いても86万円という収入というので、人権問題だというふうに。やっぱり働いた分がそれなりの収入にならないということが人権問題だと。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） その国の制度の中で青色申告、白色申告をというて分けてあるのですが、そのルールによって青色申告すれば専従者の給料というものが認められるのですが、なぜそちらの方法をとらず、白色も全部認めよというふうなことを請願されるのですか。

請願者（三条民主商工会） 青色申告というのは、その青色申告の書類を管轄の税務署長に出して、税務署長がいいですよという税務署長の判断なのですよね。法律で決まっているわけではないので、もし何かで否決された場合は強制的に白になる。だから、国の法律では別に青色は決まっていらないのですよね。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） あと、アメリカ、ドイツ、そちらのほうはみんな経費として認められているというふうに書かれておりますが、そのアメリカ、イギリス、その諸外国の申告の方法はどういう方法をとられているのですか。

請願者（三条民主商工会） 詳しくはわかりませんが、アメリカの所得は個人ですよ。そこだけ。給料、今、日本はみんな源泉徴収票ですけれども、アメリカは自分で全部自主申告による方法だと聞いていますけれども。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） それで、ちゃんと帳簿として提出すればいいというふうにルールづけをされているのか、その日本の青色申告のような帳簿をつけて書き出せば認められるというふうになっているのか、それら白色でこんな時間というふうにざっくりで認められている、その違いってわかりますでしょうかね。アメリカとか諸外国のほうなのですが。

請願者（三条民主商工会） ちょっとそこまで詳しくはわかりません。すみません。

14番（小池真一郎君） 先ほど説明していた中で、私の頭の中で理解できないこと、例えば中小企業、例えば私ら農家ですけれども、家族の人が朝から晩まで働いてもそれは一切認められていないではないかというこの趣旨だと思うのですよね。家族労働が一切認められていないと。当然権利はあるのに税務署だか国は認めていないではないかという言い方をしていると思うのです。というのは、実際のところ、私

ども農家でもそうですけれども、あなたがおっしゃるとおり朝から晩まで仕事しています。では、それを給料で換算して税務署へ申告したら認められるかという、私は全く認められない。なぜなら収入があって必要経費というのは私は認められると思うのです。中小企業の皆さんはまさに表現のとおり朝から晩まで仕事したのにそれ一切認めていないではないかと言うけれども、収入があって経費がちゃんと認められてくると私は普通考えると思うのです。だから、私はこれ青色申告は特例あるからだめだと言っているけれども、そうではなくて毎日記録をつければそれ相当の経費は認められるのです。でも、農家の方はほとんどそんなことしていない。税金取られるのが嫌だと言って白色申告して必要経費をばっ、ばっ書いて、それで税金がかからないようにしてあるのが今たまたま残念なことにそういうのが今現状です。だから、もっと極論からいうと、農家は今現状からいくと収入がもう限られていますので、嫁さんとかせがれの分まで給料を認めてくれと、こういう趣旨の請願を出して、幾らどう考えても収入がないのに経費を認めるというのは、私はどうしてもその辺がどうも理解できない部分で、いや、外国は違うではないかと言うかもしれないけれども、現実には日本ですので、今あなた方が盛んに強調している農業とか中小企業の皆さんの収入と経費とそのアンバランスがあるから、皆さんが結構反応しないだろうかなという思いは私の現実の中にあるわけですから、三条から来たと言いましたので、中小企業の方が大変多くいられるので、その辺はあなた方が言っている収入が伴っているのに本当に家族の賃金が認められていないって現実問題としてはあるのかどうか、その辺あたり感覚としてどうでしょう。

請願者（三条民主商工会） 私、農家なのです、うちが。野菜と田んぼが少しなのですけれども、父ちゃんは年末帳面つけて申告自分で計算して出すのですけれども、経費のほうがいっぱいで、給料もいっぱいであればマイナスで出します。申告書。もしほかに収入があれば、給料とか、それで生活できないから、なかなか給料払えない。だから、要するに勤めたりすればそれを合算して確定申告書を出します。今は退職してうちにいるのですけれども、前はやっぱり農家だけではやっていけないので、仕事勤めていたのです。そうすると、給料の計算します。農業は農業で計算して、農業はマイナスになれば給料の分とその農業の分と合算して、差し引きして申告書は出します。

（だから、その請願の趣旨がよくわからないの声あり）

請願者（三条民主商工会） 家族の例えば給料が奥さんの場合は86万円なのですけれども、息子さんとかおじいちゃんとか、そういうの、夫婦の、ほかの人は50万円と決

められているわけですね。そうすると、例えば息子さんが後継者と一緒に仕事をしている場合は、年間で50万円の給料なのです。専従、一緒に働いていても。そうすると、例えば結婚するとか、そういう所得証明とるともう年間50万円の収入しかないということになるのです。

(収入あればねの声あり)

請願者(三条民主商工会) そうですね。

12番(関根一義君) 私、関根一義といいます。何点か質問がありますから、聞かせていただきたいと思うのですが、1つはこの請願の趣旨がよく理解できないわけです。したがって、9月議会は継続審査にしたわけです。紹介議員に聞きましたけれども、紹介議員もよく納得させることができなかつた、私たちを。ということで、きょう請願者からも説明をいただきたいということで参加していただいているのですが、本当に所得税法の法律として整理をすべきなのだという趣旨はわかりますね。わかります。しかし、本当にこういう要するに請願を必要とするような現実はどうなっているのでしょうか。私たちは要するに、田上町は中小零細企業はたくさんありますね。そこは事業主もたくさんしたがっておられるわけです。中小零細の企業だけではなく、要するに商店の皆さんもたくさんある。商店主の皆さんもたくさんいる。そこで働いているご婦人の方もたくさんいるよと。田上町の基幹産業は農業ですから、農家も要するにたくさんの農家が存在しているわけです。その農家の皆さん方の奥さん方が要するに家族労働として毎日農業に従事しているわけですね。その方々からこういうことを是正してほしいという声は上がっていないのですよ。上がっていない。聞いたことはないです。今度は9月議会で要するに川口議員を通じて請願が提出されて議論してみたのだけれども、実際私たちが町議会として要するにエリアを持っている町からはそういう声が聞こえてきていない。果たして、ではこの請願というのはそれぞれの要するに実態に即した請願なのかというのが疑問が1つあったわけ。本当に中小零細企業主の皆さんは家族の皆さんに給料をお支払いをしているにもかかわらず、それが税法上認められていないという、こういう関係にあるのかです。そうではなくて、従来からの労働形態でよしとしていることによってこういうことが解決しないで来ているのか。どっちなのだろうというところなのですよね。どうも皆さん方の話を聞くと、いわゆる人権問題だと、こういうふうにおっしゃる。私は、人権問題だって大事だと思います。人権問題大事だと思うけれども、これが認めていないから、人権が軽視されているなんていうことは、これはちょっと決めつけ過ぎだというふうに私は思うのですよね。そういうふうには思

うのだけれども、その辺はどんなふうに捉えている。実態に本当に即しているのでしょうかということをお聞かせください。

もう一つは、ちょっと聞かせてください。意見書のほうの、これは請願ですね、請願のほうへ出ているのですが、中段からちょっと上のほうかな、意見書はお持ちでしょうか。請願もちろんお持ちですよ。この取り扱いの運用次第では課税庁と対等な関係を失わせるのだと。納税者の権利を形骸化させかねない危険性があるのだというふうに言っているわけですね。私は、ここのところはなぜこのように断言できるのかということがよくわかりません。何ゆえに要するに對等な関係を失わせて納税者の権利を形骸化させかねないということが言えるのか。この辺の現実をちょっと聞かせてください。こういう事例があってこういうことがあるのですよということがよく私は認識できませんので教えていただきたいということと、現行制度では配偶者が年間86万円、家族は50万円と低額でしか認められていないと。それはそうですよね。要するに對等な労働として整理する制度に乗っていないわけですから、乗っていないから当然こうなる。このことが住宅ローンなど組めない。では、なぜそういうふうに思うのだ。お父ちゃん組めるではないですかということなんだけれども、なぜこういうことがあると困るのか。住宅ローンが組めないという現実があるのか。奥さんが組めなくても旦那さんが組めるということになると思うのだけれども、奥さんが組めないことの弊害というのはどういうことがあるのかということがよくわかりません。

それともう一つ、事業継承の障害になっているというのが理解できないのです。中小零細の方々がこの所得税法56条があることに改正されていないことによって事業継承ができないというふうに断定しているけれども、それは具体的にどうということでしょうか。意味がよく理解できませんので、その辺のことをお聞かせください。

私は、先ほども申し上げましたように労働法上だとか所得税法上、要するにいわゆる家内労働についても正当な評価をいただけるような法改正をなささいというのは、その趣旨は理解できるけれども、果たしてそのことだけ唱えて現実に即しているのかというのがわからない。ここのところが私らとしては請願を採択するに当たって重要なポイントなのです。権利だけだとか、法的にこのように整備しなさいということだけで私たちは要するに請願について判断することは、それがやっぱりできない側面があるのです。現実があるから。したがって、そこのところをもうちょっと皆さん方の認識をお聞かせいただきたい。その上で私たちは私たちとして判断をさせていただくというふうに思っていますから、ちょっと聞かせてくれますか。

(何事か声あり)

9番(川口與志郎君) 私もその辺のところがよくわからなくて前回説明し切れなかったことでありますが、私の……住宅ローンを組めるかどうかという点については関根委員のおっしゃったとおりだと思います。組めると思う、世帯主が組めばいいわけですから。家族ですから。だから、それと現実例えば田上の中小零細企業の方々がこれ要は所得税法の大きな障害になっているということはないのではないかと。そういう声は私は聞いていません。今のままで差し支えないのではないかなと、そういう現状にあると思います。

12番(関根一義君) 事業継承ができないというのはどういうこと。事業継承ができないという。

(継承。継承の証明の声あり)

9番(川口與志郎君) 後継者ですよ。後継者は、それぞれの家庭でまず後継者いなければだめですが、後継者いた場合、時期が来たら世帯主があなたが世帯主、後継者になりなさいということで、スムーズにいつているのではないですかね。この所得税法が障害になって後継者ができないということではないのではないかと私も思います。

12番(関根一義君) そうだろう。

請願者(三条民主商工会) 例えばうち今農家で、農家は今ちょっと大変な時期なので、やっぱり子どもにそれだけの収入がなければ引き渡せないという親の立場もありますけれども、やっぱりそれなりの収入を子どもに収入として上げられなければ、やっぱり結婚するという意識ですよ、子どもの意識として年間私の給料は50万円しかないというのと、いや、年間例えば120万円とか200万円もらっているという意識との、子どもさんの意識ですよ、そういうふうなのを親からもらっているということで関して言えば、やっぱり次引き継ごうという気持ちもそこで生まれると思いますけれども、ずっと親の仕事だけの手伝い、50万円といえばほんの手伝いでしかない対価ですよ、それを年間として200万円とか収入として普通の働いた給料としてもらえれば、自分もやっていこうという、やっぱりそういう意識になると思うのです。

それから、奥さんの場合も、民商婦人部ではこの56条の請願というのはいつも国宛てにずっと前からやっているのですけれども、なかなかそれが、国も認めてはいるけれども、一向に動かないということで、市町村とかみんな、自治体に働きかけようということで何年か前からこういう運動を始めているので、前からはこういう

運動はしているのです。そして、やっぱり申告するのはお父さん任せなので、お母さんが申告の内容までわかるという人もやっぱり実際は、私も農家ですけども、農家のお母さんというのはやっぱり余り関心がないというか、知らない面もあると思います。実際に前に婦人部の人で交通事故に遭ったら、このところに出ているのですけれども、実際交通事故に遭ったらその補償ですよ、仕事できなかつたりという保険のほうから出る補償は、普通の主婦の人が仕事をしていないでうちにいた主婦の、サラリーマンの妻ですよ、そういう人は5,700円だったのに実際に働いている自営業の人の奥さんは2,300円だったという、そういう現実直面して、一体これはどうなっているのというところから運動が始まったのですよね。そういうのです。

9番（川口與志郎君） 家長の方、家族の長としては、できれば奥さん、子どもも労働の対価を正当に評価して支給したいと思っておられると思うのですが、ところが全体それだけの収入がない、それが現実なのです。だから、この所得税法をきちっと改めて、それでそういう中小零細のあるいは自営業の方が知らないだけの、国がそういう国を作って行ってほしいと。そういう意味では、やっぱり法律を変えるというのは、国の制度で義務づけられますから、そういう国を作らなければいけないと。それで、自営業の人、中小零細の人が子どもや奥さんに、家族にちゃんと労働の対価を支払われる、そういう体制を作る義務が政府に言われていますので、関根さんがおっしゃったように法律でこれを変える意味はよくわかるとおっしゃいましたが、そういうことではないかなというふうに思います。

12番（関根一義君） いやいや、そんなこと言っていない。今のはあなたが間違っているのであって。私はそういうことを言ったわけではないのだけれども、先ほど農家の方の後継者の話あったでしょう。しかし、本当なのかいと。考えてみたほうがいいのではないのでしょうか。今農家の人たちで、私は農業していませんけれども、農家のせがれですけども、それだけの収入もないし、所得もないのです。だから、母ちゃんに要するに農業従事してもらっているけれども、そこに支払うだけの要するに計上ができないのです。これは現実でしょう。現実はそのことです。農家の皆さんはそうでしょう。だから、要するに収入、所得がないのね。だから、母ちゃん、せがれに給料を支払ったというように要するに計上はできないの。計上しようたってできないのさ。それは、だから赤字として要するに一緒にすればいいのではないかと。経費でも。そんなのは農家の実態に即しませんよ。だから、あなた方の請願というのは現実に即していないと私は思うの。権利主張にとどまっているの。

実態なんかどうでもいいのだと、俺らの権利で運動するのだということであればわかる。私たちはそういう判断に立てないから、実態はどうかのだというところを入れて十分議論をしなければならない立場に私たちはあるの。議会としては。特に国民の権利たる請願を受けた場合、特にそのことが強調されなければだめなのさ。だから、権利で、要するに権利一般で要するに請願出てくるのいっぱいありますよ。あるけれども、そんなことで権利主張のやつを、こんなこと言ったら失礼だけれども、権利主張は正しいのだから請願採択するのは正しいのだなんていうことでやったら、私たちは町の零細の従事者の皆さんだとか農家の従事者の皆さんだとかというところから遊離した中での町議会になってしまうから。だから、慎重に慎重を期すわけですよ。その辺はどんなふうにお考えなのですか。

あとは、先ほど話がありましたけれども、私たちはそういう社会の矛盾をただすための運動としてやってきたのだというのは、それはそれで結構。それはどうぞやってくださいと。私たちが直接管理するものはございませんということになるわけです。だから、そこまでは私たちは判断権ないから、そういう運動をやっていることに対する是非を私たちが議会の中でああだ、こうだというのは持ち合わせていませんから、それならご自由にやればよろしいのであって、私たちはそうはいかないのだというところがあるわけですよ。

ちょっと演説調になって恐縮なのですが、やはり国が、あのときの大臣が必要性認めたのだと、認めたけれども、放置されているのだというのは、自民党の要するに姿勢にもあるかもわからぬけれども、それ以上に私は実態論があるからだと思います。それ以上に。進まないのは。例えば私たちが要するに請願採択したからといって即私たちのエリアの田上町の農家の皆さんだとか零細企業主の皆さんに直接悪影響を及ぼすとは考えていません。そんなふうにはならないですよ。ならないかわりに実態からも遊離したことを決定したのだというふうになるわけです。だから、採択したとしたって迷惑かけるということはないです。ないのだけれども、遊離したことを議会で、議会は何を考えているのだと、実態即していないではないかというふうに言われるのが落ちというふうに思っているわけです。だから、慎重を期しています。その辺どうでしょうか。

請願者（三条民主商工会）　ちょっと実態を考えますと、やはりいろいろ業態も違うし、農業は農業ですし、中小零細の方々の収入も形態も違うわけですから、給料をもらいたくてももらえない人もいられれば、とても払える状況ではないという現実があるわけなのですから、やはり規模によっても違うわけですから、どうしても給

料を、朝から晩まで働いていても給料がもらえないという、そういう実態を評価してほしいというのがこの請願の中身なのですよね。ですので、現実的にもらう、もらえないというのも本当にそれはあるのですけれども、農業だけでなく中小、ほかの方々が一生懸命働いてもとれないというその業種もあるということを含めて考えていただきたいなと思っているのと、やっぱり所得税法56条というのを知っている人というのはほとんどいられないと思います。認められていないというのはもうその税法で決まっているからということで、そういう疑問も持たれていない方も多いのではないかなとは思っているのですけれども、それを私たちがやっぱり働いていても給料がとれないと、そして現実的に何かあったときにもそういう補償がないということから、そういうやっぱり給料が欲しいねというふうな形でこういうのが広がっていったかと思います。ですので、そこをやっぱり鑑みていただきましてお願いをしたいということですが。

12番（関根一義君） 請願者のそういう思いについてはよくわかりました。後ほど討論させていただきます。

そこで、もう一点だけですけども、仮に56条を廃止したら、廃止になったらですね、この廃止を支持してくれている中小零細の皆さん方というのは本当に家族労働者に要するに給料を支払うのでしょうか。どうなのでしょう。この趣旨に賛同してくれる中小企業主というのはたくさんおられると思うのですよね。そういう賛成してくれる、農家の皆さんがおられると思うのですよね。こういうことを考えてみればおられると思うのです。もしこれが廃止になったら、本当に中小零細の皆さん方というのは家族労働について要するに正当な対価、労働時間も算出して、労働条件も算出して、その待遇も算出して本当に給料を支払うのでしょうかね、これを支持してくれた皆さんというのは。それはそれだ、これはこれだという対応にならないのでしょうかね。その辺の判断どのようにお持ちですか。どんなふうにお持ちでしょうか。紹介議員もどんなふうにお持ちですか。

9番（川口與志郎君） 申し上げます。

関根委員のおっしゃるとおりだと思います。なかなかそうしたいと思ってもできないという現実がありますが、中小零細の企業とか自営業の方にもいろいろありまして、それができるのに近い人もおられると思います。できる人もおられるかもしれない。そうできる人はやりたいと思っても所得税法がネックになるということは考えられないでしょうか。

12番（関根一義君） この所得税法が56条廃止されなくてもできるのですよ。うちの奥

さんに正当な要するに労働対価を計算して支払うことできるのです。56条があるからそれができないということではないですよ。やろうと思えばできるのですよ。母ちゃんに要するに1日8時間計算して給料支払うことはできますよ、そういう支払ってはならないという法律どこにもないですよ。ないでしょう。中小企業の皆さんだって、今の現状でも要するにそういうことは認めろとすればできるのです。それは、56条があるから、いや、そこまでしないやという方々もおられるかもわからぬけれども、やろうと思えばできるわけです。56条があるから要するに給料支払いができないのだという法律はどこにもないです。私は、そういうふうに思いますけれども。ぜひだからそういう主張をなされるところについては早速要するにやろうとしたらどうですか。

請願者（三条民主商工会） 実際に申告している方でも、息子さんが一緒に働いていて、年間50万円ではとても、やっぱり子どもだって不満だから月10万円やっているよという人もいます。そうすると年間120万円ですよ。でも、申告書を作成するときは120万円で経費には落とせないのですよね。そのときは50万円なのです。50万円の専従者給与ということで、50万円しか税法上認められないのです。だから、実際はお父さんは120万円払っているけれども、税金の計算するときは50万円で計算しなくてはいけない。そこに矛盾があるというか、実際払える人は月10万円ではなくて20万円払っている人もいるかもしれないのだけれども、税法上は50万円しかないので、確定申告するときは50万円しかそこから経費として落とせないという。

12番（関根一義君） それは控除の問題でしょう。

請願者（三条民主商工会） そうです。はい。だから……

12番（関根一義君） 必要経費の計算上の問題でしょう。

請願者（三条民主商工会） そうです。そうすると税金で認められないということになるので、50万円で確定申告していれば所得証明もらうときは50万円ではしか所得証明は出ない。実際は10万円とか20万円もらっていても、証明はそれしかできない。さっき言った住宅も、新築すればお父さんの名義では借りられるけれども、息子さんでは50万円では借りられないので、自分のうちではないということになります。お父さんの住宅に自分が住むということになります。

12番（関根一義君） そんなのあなた、そうじゃない、住宅を借りられるぐらい払われるような農業であれば農業の現実に悩むなんてことを私たちはしなくてもいいのですよ。そうでないから悩んでいるのですよ。

14番（小池真一郎君） せがれが借りられないとか何か言っているけれども、おやじが

保証をすればちゃんと借りられます。そんなことは。いや、俺はさっき関根委員が言ったように、この法改正をやったらここにもろもろ書いていることは改善されるかもしれませんが。でも、余りにも、ここに農家もいますけれども、せがれにその給料をくれていないとかどうかという話をしていくと実態にそぐわないのですよ、これ。私らも現実に農業やっている中で、せがれに月に20万円くれたいんだ、本当は。かみさんに50万円とかみんなくれたいんだ。ただ、トータル的に考えると間違いなく倒産します。中小企業だってそう思う。家族にみんなやりたいけれども、そのまんま権利があるからとくれたら、収入がないのにくれたら倒産しますもの。だから、一番俺聞きたいのは、この改正でやったら何が改善されるのかなというのが一番聞きたい部分なのです。この50万円で廃止したら何が変わるのかというのをどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいのです。この書いているとおりみんな変わるか。一番言いたいことだけを一言だけでもいいです。女性の地位を向上する……

(何事か声あり)

9番(川口與志郎君) 紹介議員としては、小池委員のおっしゃるとおりでありまして、やっぱり現実とあるべき姿というのとの乖離が激しいです。現実的にこれがネックになって、これをどうしても変えてもらいたいという、そういう地域の方々の声はありません。現実がそれをさせない。だって、それは収入がないというのが最大のネックだと思います。

(何事か声あり)

9番(川口與志郎君) いていただいていいですか。

12番(関根一義君) 委員長が判断します。あなたが判断するのではないのだよ。

9番(川口與志郎君) はい、わかりました。

はい、どうぞ。

10番(渡邊正策君) まだお話ししたいことがあるか伺っては。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) いろいろご意見出ましたけれども、ほかにありますか。請願者の方。

12番(関根一義君) 訴えたいことを訴えておいてくださいよ。

請願者(三条民主商工会) 勤めている人もやっぱりその会社が景気が悪ければ給料下げられたりとかありますよね。だから、農家もやっぱりその実態に応じて給料というのは金額は変化すると思います。そして、話はなぜではこれがどうかということになれば、確定申告のときにお父さんだけの収入で50万円と86万円で計算した場合と、それから給料として例えば120万円とか息子さんにやったという、収入があっ

た場合ですよね、あった場合そういうふうに家族に給料として分配した場合と税金の計算をすると、給料として上げたほうが家族全体の税金としては軽くなるのです。そういう仕組みになっているのですよね。

12番（関根一義君） いや、主張は聞いたけれどもさ。

請願者（三条民主商工会） お父さん1人で申告して、あとの家族は配偶者が86万円、ほかの家族が50万円で計算した税金額と、それから奥さんにも息子さんにも120万円、120万円と計算した全体の家族全体の税金の数字を比べると、給料としてやったほうが税金は軽くなるのです。

9番（川口與志郎君） そういう説明がありますけれども、最後に。最後おっしゃりたいことを言って退席したらどうですか。おっしゃりたいこと。これ大事だと思う、これをわかってくださいと。

請願者（三条民主商工会） 現実的にはいろんな状況がありますので、おっしゃっているお話もよくわかったのですけれども、ありがとうございました。私たちは、中小業者全体的なことを考えてやはりいろんな弊害というか、さっき話したように交通事故の補償だとかいろんな面で直面したときに給料がもらえなかったというふうなやっぱりネックになるところ今多くあるのですよね。それですので、いろいろこういう矛盾もあるでしょうけれども、私たちとしてはやはり人権として自分たちの働き分を認めてほしいと。そのためにやっぱり56条を廃止してほしいということできようこのように伺ったわけなのですけれども、そういうやっぱり自分たちの生きていくのの人権といいますか、自分がこう働いていきたいという、そういうことでぜひその56条の廃止をいただくように今最後をお願いいたします。よろしく願いいたします。

9番（川口與志郎君） 長時間にわたって非常に真面目な、真摯なご質問とかご意見いただきましたと思います。この請願の問題点がはっきり浮き上がってきたと思います。長時間にわたって本当に真摯なご討議をいただいて感謝しております。よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、ほかにないですか。

ないようなので、請願第7号に対する質疑は終了いたします。

申しわけないですが、請願者の方は退出をお願いいたします。

（請願者退出）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、請願第7号について討論に入りますが、ご意見のある方ご発言を。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） 私は、この請願は反対したいと思います。

反対の理由というのは、青色でも白色でも全て経費を認めなさいという、近年白色というのはようやく記帳の義務がありましたけれども、過去からそういったものの運動をしているということは全然記帳もなく、家族の例えば物すごく豊かな、いろんな事業がありますから、収入の多い個人事業主もいるわけです。その家族にあなたは1,000万円だよ、2,000万円だよという法外なものをやってもそれらはみんな経費と認めますというふうな取り扱いになると思うのです。白色でも経費と認めるといふのを認めるということは。

あと、ここで言われている事故の補償災害というのは、ちゃんと社会保険の中で制度というものがあるのだから、そこに加入して、その法律の中で自分のところはどやったら有利かなというのがやっぱり個人事業主であろうと事業主が自分たちの社員を守るためにどういうふうにしたほうが有利なものが国の制度の中にあるのかなというのを求めて、それに当てはめるようにするのが事業主の務めだと思いますので、これはただただその59条を廃止したということは逆に不法に所得税の申告を回避するというか、節税の大まかな方向になるような感じがしますので、私は反対したいと思います。

（何事か声あり）

社会文教常任副委員長（椿 一春君） うん。だって、白色でも、青色であればいいのだけれども、記帳しなければならぬのだけれども、青色も白色もどちらも認めなさいということは、白色なんて記帳義務もないのだから、経費幾らです、幾らですと書けば税務署はそれを認めるしかない。よっぽど調査していなければ認めますがね。

14番（小池真一郎君） 皆さんは、青は特例だけなのだからおかしいではないかみたいなこと言っているけれども、そうではなくて正規に認められている、青は。白は残念ながら認めていないのです。

（何事か声あり）

14番（小池真一郎君） 簡単に言うと。必要経費が認められていないから、必要経費認めるために56条を廃止しろと。庶民の味方ですということだろう。だから、それで利点を受ける人と、田上の農家の中では青色申告何人もいない。

12番（関根一義君） 二十何人しかいない。

14番（小池真一郎君） いるからね、ちゃんと。

12番（関根一義君） いやいや、青色申告いるてば。青申の会長、おらっちの須佐だ。

だから、いるのもわかるし、人数もわかるけれども。

14番（小池真一郎君） だから、これを廃止すると済むと、丸くおさまるといような言い方するわけだろう。女性の地位も上がるしさ。では、それは違うなというのが、違和感があったわけさ。

12番（関根一義君） それは、だからこれを廃止するとどうなるのかというのは、すごくそういう人たちに要するに利益がもたらされるかということ俺はもたらされないとと思うのだ。そもそもそれだけ支払うだけの経営状況でないわけだから。白なんてやっている人は、とにかく農家所得なんていうのは所得金ゼロになっているわけでないか。だから、要するにこの人が言うように田上町の農家の人は何にも要するに税金納めていないではないかという論理が出てくるわけでないかね。だから、それは要するにくれたくてもくれない経営状況にあるわけさ。だから、俺はそっちが、請願の趣旨は実態を踏まえていないということを主張したのだ。

14番（小池真一郎君） 税金を納めていながら、かみさんの経費を認めないというのであれば俺100%賛成するさ。中小企業もね。税金取られて、いや、これを認めることによって少しでも税金納めるのが軽減されるというのであればみんなが賛成するわけだ。だって、実態と余りにもかけ離れていることを言っているから、のみ込まれないのだ。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） それとも三条なんかで金型作ったりとか、ああいうのってやっぱり所得も多いと思うのさね。実際20万円払っていても、経費としては見られないと言うから、それは何かわからぬでもないところもあるのですけれども、であればちゃんと国のルールに従って青色でも法人化するなりとか、ちゃんとそっちの事業主として得な方法は何だかというのをやっぱり考えるべきであって、何でこの法律の改正に固執するのかなというのがわからぬということ。

14番（小池真一郎君） まさに実態とそぐわぬということさ。

12番（関根一義君） いや、それは何で固執するのかというのは、女性の人権問題なんというところから立てれば、法律は要するに56条なんてこれは廃止するのが筋なのさ。正当なのさ、これ。実際要するに労働をさせているわけだから、それに対して労働の対価をちゃんと支払う義務があるわけだ。それは、そういうふうに言えばそうなのさ。

（何事か声あり）

12番（関根一義君） 私はですね、椿委員が言ったようなことを理由にして不採択にすべきだということについてはちょっとやっぱり、極論ではなくて言い過ぎだと思う。

そのことを理由にした不採択だということについては、俺はそういう立場はとれない。仮にそういう危険性があったとしても、そのことによって要するに不採択というふうには私はすべきでない。でも、いろいろ現実には即した、さっきから言っているけれども、現実には即したときどういうふうに判断するかというと、俺は田上町議会として意見書を決定して、要するに国に申し入れるということもちょうちょをするのです、俺は。ちょうちょする。したがって、趣旨採択でよろしいのではないかと、いうふうには私は思っているけれどもね。趣旨採択で。趣旨はよくわかりましたと。わかるけれども、それは現実には即したときに必ずしもそこまで踏み切れない実情もこれあり、趣旨採択としてやるというふうにしたほうがいいと俺は思うけれどもね。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 椿さん、どうでしょうか。

社会文教常任副委員長（椿 一春君） はい。よって、私、では先ほどの反対、不採択は一応取り消しまして、趣旨採択いたしたいと思いますので。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、取り消せば起立採決もくそもないから。

では、今関根委員のほうから趣旨採択というご意見出ましたが、よろしいですか。

（はいの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、そういうことで、本請願7号は趣旨採択ということで決したいと思います。どうも。

9番（川口與志郎君） ありがとうございます。

12番（関根一義君） 十分請願者の意については受けとめましたと。

9番（川口與志郎君） はい。1時間以上議論していただきました。本当にありがとうございました。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） これをもちまして、では本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後 零時34分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年12月12日

社会文教常任委員長 川 崎 昭 夫